

改正後		現行		
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	
(1) 事務費			(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日がその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）	(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 〔前年度の一時保護延べ人日／12月／30.4〕（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205（小数点以下第1位の数値を四捨五入） イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後				現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> <p>〔その施設の月額保護単価／30.4（10円未満の端数は切り捨て）×その月の受託延べ日数〕</p>	(1) 事 務 費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合の支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> <p>〔その施設の月額保護単価／30.4（10円未満の端数は切り捨て）×その月の受託延べ日数〕</p>

## 改正後

略

## 現行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(2) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院の措置児童（情緒障害児短期治療施設の通所による措置児童を除く。以下同じ。）、里親の委託措置児童、一時保護所の一時保護児童（一時保護委託を含む）の一時保護児童	一般生活	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、里親又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）
	活	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	費	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	

改正後		現行																
費目種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄															
略	(2) 一般生活費		<p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>47,430円</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>47,860円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>乳児分 48,080円 乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護 単価89,400円×その月初日の別に定め る基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親に対し各月初日以外の日に委託 又はその解除の措置があった場合 里親に対し各月初日以外の日に委託 又は解除の措置があつた乳児(1歳未 満の者をいたい、月の途中において1乳 児とみに達した者については、その月中にはそ の月分については(1)の定めにかかる 算式 ((1)の里親の一般生活費月額保護単 価÷30.4)×その月の委託措置児延人 員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院及 び母子生活支援施設において前年度又は直近い 3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて 算出していいる施設であつて、その措置 があつた場合 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院及 び母子生活支援施設において前年度又は直近い 3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて 算出していいる施設であつて、その措置 があつた児童(母子生活支援施設に あつては入所者又は保育室保育入所児童) のその月分については(1)の定めにかかる</p>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	47,430円	情緒障害児短期治療施設	47,860円	里親	乳児分 48,080円 乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円	
施設種別	一般生活費(月額)																	
児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																	
児童自立支援施設	47,430円																	
情緒障害児短期治療施設	47,860円																	
里親	乳児分 48,080円 乳児以外分 47,680円																	
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円																	
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円																	

改正後		現行		
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	
略	(2) 一般生活費	里親の委託措置児童	<p>(1) 一般生活費月額保護単価÷30.4)  <math>\times</math>その月の措置児童(者)延人員数  <math>\times</math>1,560円(児童が乳児の場合、延児童  <math>\times</math>1,800円)</p> <p>(2) 法第33条の規定により一時保護され      る児童で生活費を必要とする延児童数  <math>\times</math>1,560円(児童が乳児の場合、延児童  <math>\times</math>1,800円)</p> <p>(3) 法第27条第1項第3号の規定により      措置される児童で被服の支給を必要と      する延児童数×3,150円      (ただし、6か月以内に措置の変更を      する場合を除く)</p>	
	(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童、一時保護委託児童	<p>その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費</p> <p>(1) 次の算式により算定した額。      児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設  <math>\times</math>26,200円</p> <p>(2) 別に定める基準による児童数×月額26,200円      一時保護委託児童</p> <p>別に定める基準による児童数×日額860円</p>	
	(4) 助産施設入所妊産婦	ア 点数分	助産施設の入所妊産婦 施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p>

## 改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(4) 助産施設基本分保護費	ア 点数 分イ点分以外の分	(ア) 分娩介助料 (イ) 胎盤処置料 (ウ) 新生児介補料	イ 略 分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>129,730円</u> を限度として支弁できる。 略 略
略	略	略	略

## 現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(4) 助産施設基本分保護費	ア 点数 分イ点分以外の分	(ア) 分娩介助料 (イ) 胎盤処置料 (ウ) 新生児介補料	イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。
			注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。
(5) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(4)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式

改正後		現行											
略		費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
	(5) 教育費	(5) 部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年入学するもの。	に必要な学用品費等 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 児童自立支援施設の教材費 (5) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	(5) により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(5)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数  教育費保護単価表（措置児童数1人当たり）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th><th>小学校</th><th>中学校</th><th>特別支援学校高等部</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価（月額）</td><td>2,110円</td><td>4,180円</td><td>4,180円</td></tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額 算式(4) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価（月額）	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部										
保護単価（月額）	2,110円	4,180円	4,180円										

改正後		現行		
費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	
(5) 教育費			算式(5) 特別加算費年額保護単価57,300円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措 置児童数	
(6) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のそ の学校給食に 必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその 措置児童がその義務教育諸学校又は特別 支援学校の高等部から学校給食費として 徴収される実費を合算した額。	
(7) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見 学旅行に直接 必要な交通費、 宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額  算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護 単価×その月の学年別見学旅行参加措 置児童数  見学旅行費保護単価表 (措置児童(者) 1人当たり)	
(8) 支入度進金学	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措	その児童の入 進学に際して 必要な学用品 等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額 とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保 護単価×学年別入進学措置児童数	

## 改正後

## 現行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄						
略	略	略	略						
(9) 特 別 育 成 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数  特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>公私別</th><th>保護単価(月額)</th></tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td><td>22,270円</td></tr> <tr> <td>私立高等学校</td><td>32,970円</td></tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,700円×高等学校第1学年入学措置児童数	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円
公私別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,270円								
私立高等学校	32,970円								
略	略	略	略						

改正後		現行		
費目 の種類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	
略	臨海、林間学校等 の行事に参加する もの。			
(11) 期 末 一 時 扶 助 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設、乳児院の 措置児童、里親の 委託措置児童又は 一時保護所の一時 保護児童	その児童の年 末における被 服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12 月分の措置費等又は一時保護所費として 支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070 円×12月初日の措置又は一時保護児童 数	
(12) 医 療 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設、乳児院、 助産施設の措置児 童等、里親の委託 措置児童等、又は 一時保護所の一時 保護児童であって、 疾病等により医師、 歯科医師等によっ て診察、治療、投 薬、手術等の医療 を受けるためその 支弁を必要と認め られるもの。	その児童等の 医療に必要な 経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児 童等につき、診療報酬の算定方法及び入 院時食事療養費の算定基準に準じて算定 した額（その医療機関が社会保険の指定 医療機関であり、かつ、その措置児童等 が社会保険の被扶養者等である場合にお いては、その社会保険において給付が行 われる額を控除した額とする。）を合算し た額。 なお、その措置児童等の看護、移送等 に要する費用についても健康保険法の取 扱いの場合に準じて支弁して差し支えな い。	
(13) 職 業 補 導 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設の措置児童、 又は里親の委託措 置児童であって義 務教育を終了した 後、公共職業訓練 施設等の職業補導 機関に通うもの。	次に掲げる經 費 (1) その児童 の交通費 (2) その児童 に係る教科 書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるそ の措置児童が最も経済的な通常の経路及 び方法により通う場合のその普通旅客運 賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合 にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×そ の月の職業補導機関に通っている措置児 童数	

## 改正後

## 現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
略	略	略	略	(14) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくは母子生活支援施設の措置児童等又は里親の委託措置児童等	その児童の冬季の採暖に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親	乳児院	母子生活支援施設	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親	乳児院	母子生活支援施設																												
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																												
旧4級地	5,220	5,660	960																												
旧3級地	3,380	3,590	590																												
旧2級地	2,520	2,620	380																												
その他の地域	1,260	1,260	190																												
就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されたこととなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費  (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費 1件当たり保護単価 73,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費 1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数	(15) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されたこととなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費  (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費 1件当たり保護単価 71,000円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費 1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数																								

改正後				現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(16) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり保護単価 $73,000\text{円} \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$ 算式(2) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり特別基準保護単価 $137,510\text{円} \times \text{その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数}$	(16) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設の措置児童又は里親の委託措置児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり保護単価 $71,000\text{円} \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$ 算式(2) 大学進学等自立生活支度費 1件当たり特別基準保護単価 $137,510\text{円} \times \text{その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数}$
略	略	略	略	(17) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは乳児院の措置児童又は里親の委託措置児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費 1件当たり保護単価153,900円×死亡児数
略	略	略	略	(18) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額